

令和5年12月27日午後2時00分判決言渡 103号法廷

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

判 決 要 旨

第1 当事者

5 原告 大川原化工機株式会社(原告会社)、大川原正明(原告大川原)、島田順司  
(原告島田)、[REDACTED](原告[REDACTED])、[REDACTED](原告[REDACTED])、  
(原告[REDACTED])

被告 国(被告国)、東京都(被告都)

第2 裁判体

10 東京地方裁判所民事第34部

桃崎剛(裁判長)、平野貴之、板場敦子

第3 主文の要旨

1 被告国は、原告会社に対し、被告都と連帶して、1億4951万7149円  
及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による  
15 金員を支払え。

2 被告都は、原告会社に対し、1億5187万8438円及びこれに対する令  
和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員(ただし、1億4  
951万7149円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで  
年3分の割合による金員の限度で被告国と連帶して)を支払え。

20 3 被告国は、原告大川原に対し、被告都と連帶して、115万5000円及び  
これに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員  
を支払え。

4 被告都は、原告大川原に対し、137万5000円及びこれに対する令和3  
年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員(ただし、115万5  
25 000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割  
合による金員の限度で被告国と連帶して)を支払え。

5 被告国は、原告島田に対し、被告都と連帶して、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

6 被告都は、原告島田に対し、440万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帶して）を支払え。

7 被告国は、原告████████に対し、被告都と連帶して、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

8 被告都は、原告████████に対し、218万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帶して）を支払え。

9 被告国は、原告████████及び原告████████に対し、被告都と連帶して、それぞれ103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

10 被告都は、原告████████及び原告████████に対し、それぞれ109万1740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帶して）を支払え。

（原告ら全員の請求総額は5億6527万4104円となり、原告ら全員に対する認容総額は、被告国に対しては1億5844万9209円、被告都に対しては1億6202万0498円である。）

#### 第4 事実及び理由の要旨

##### 1 事実関係の概要

原告大川原、原告島田及び亡相嶋静夫（亡相嶋）は、共謀の上、原告会社の

業務に関し、外国為替及び外国貿易法（外為法）の規制物件の噴霧乾燥器であるR L－5型噴霧乾燥器（本件噴霧乾燥器1）及びL－8 i型噴霧乾燥器（本件噴霧乾燥器2、本件噴霧乾燥器1と併せて本件各噴霧乾燥器）を経済産業大臣の許可を得ずに中華人民共和国及び大韓民国に輸出したとの外為法違反の容疑で、警視庁公安部の警察官及び東京地方検察庁所属の検察官により逮捕・勾留請求及び公訴提起され（公訴提起は原告会社も含む。）たが、その後、検察官により公訴が取り消された。

本件は、原告らが、被告都及び被告国に対し、警視庁公安部の警察官による逮捕及び取調べ、並びに検察官による勾留請求及び公訴提起に違法があったなどと主張して、国家賠償法（国賠法）1条1項に基づき、連帶して、①原告会社について名誉及び信用毀損に係る損害等総額2億8005万9104円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を、②原告大川原について慰謝料等総額5325万円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を、③原告島田について慰謝料等総額5596万5000円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を、④亡相嶋の相続人である原告[ ]について慰謝料等の損害賠償金の相続分等7700万円及びこれに対する遅延損害金の支払を、⑤亡相嶋の相続人である原告[ ]及び原告[ ]についてそれぞれ慰謝料等の損害賠償金の相続分等4950万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

## 20 2 理由の要旨

### (1) 捜査機関の国賠法上の違法性の判断基準について

逮捕・勾留請求等に関する捜査機関の判断については、その時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、その判断に合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて捜査を開始又は継続したと認め得るような事情がある場合に限り、その捜査について国賠法1条1項の適用上の違法の

評価を受けるものと解するのが相当である。また、公訴の提起に関しては、  
公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される  
捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程によ  
り有罪と認められる嫌疑があれば、公訴提起は違法性を欠くものと解するの  
が相当である。(最高裁判所昭和59年(オ)第103号平成元年6月29日  
第一小法廷判決・民集43巻6号664頁参照、最高裁判所平成4年(オ)第  
77号平成8年3月8日第二小法廷判決・民集50巻3号408頁参照)

以上の国賠法上の違法性の基準に照らし、本件各事件の警視庁公安部によ  
る逮捕、検察官による勾留請求及び公訴提起について検討する。

10 (2) 本件各事件の逮捕・勾留請求及び公訴提起について

ア 本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが不合理といえるか

警視庁公安部は、外為法上の規制対象となる噴霧乾燥器に関し、輸出貿  
易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める  
省令(本件省令)にいう「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をするこ  
とができるもの」との要件(本件要件ハ)の解釈等に関連して、①本件要  
件ハの「殺菌」には乾熱殺菌も含まれること、②本件省令2条の2第1項  
2号に列挙されている細菌のうちいづれか一種類でも死滅させることができ  
れば「内部の殺菌をすることができる」ものに該当することを内容とする  
捜査機関解釈(本件要件ハ捜査機関解釈)を採用した。

20 確かに、我が国が噴霧乾燥器を輸出規制の対象としたのは生物化学兵器  
の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジームであるオースト  
ラリア・グループ(AG)での合意に基づくものであり、そのAG合意では、規制対象となる噴霧乾燥器の性能について、経済産業省(経産省)が  
定めた「輸出貿易管理令の運用について」(本件通達)とは異なる定義をして  
いることが認められる。しかし、上記のAG合意は、直ちに内国法として法的拘束力を生じるものではなく、輸出規制立法の在り方はAG参加各

5 国の政府に裁量が与えられているものといえる。

そして、我が国において、輸出規制の要件を定めているのは外為法、その委任を受けた輸出令及びその委任を受けた本件省令等であり、これらの法令を所管し、その解釈権限を有しているのは経産省である。

10 警視庁公安部は、輸出規制の対象となる外為法等の解釈権限がある経産省に確認した上で、本件要件ハ検査機関解釈を採用しており、少なくとも本件要件ハの解釈に関する限りでは、検査機関として通常要求される検査は全くしていたものといえる。そして、本件要件ハ検査機関解釈は経産省貿易経済協力局が定めた本件通達の文言等に照らして不合理とはいえない  
15 のであるから、同解釈を採用したことについて合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかということはできず、国賠法上違法ということはできない。同様に検察官による本件勾留請求及びその延長請求に関しても、本件要件ハ検査機関解釈を採用したことが、国賠法上違法ということはできない。

15 また、検察官による本件公訴提起に関しても、本件要件ハ検査機関解釈を採用したことに関しては不合理とはいえないから、これだけで合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がないということはできず、違法とすることはできない。

イ 本件要件ハ検査機関解釈を前提に本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たる  
20 と判断したことが不合理といえるか

(ア) 逮捕の違法性

警視庁公安部は、原告会社及び原告大川原ら3名に対する検査の過程で、本件各噴霧乾燥器について構造を熟知していた亡相嶋を含む原告会社の従業員から測定口等の温度が上がりにくい箇所があることを聴取していた。そして、亡相嶋及び原告会社の従業員らの供述は、具体的な箇所を特定するものであり、更に測定口に関しては温度が上がりにくくな  
25

5

10

20

25

る理由を説明していることからすると、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせるものであることは明らかであって、犯罪の成否を見極める上で、指摘されている箇所の再度の温度測定は当然に必要な検査であったといえる。そして、亡相嶋らからの聴取結果に基づき再度の温度測定を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の測定口の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできた。したがって、警視庁公安部において通常要求される検査を遂行すれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たさないことを明らかにする証拠を得ることができたといえるから、本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たるとして、原告会社及び原告大川原ら3名に嫌疑があるとした警視庁公安部の判断は合理的な根拠が客観的に欠如していることは明らかであり、原告大川原ら3名を本件各事件について逮捕したことは国賠法上違法である。

#### (イ) 勾留請求及び公訴提起の違法性

担当検察官は、本件噴霧乾燥器1に関する外為法違反被告事件（第1事件）に係る公訴の提起前の時点で、原告会社の従業員らが本件各噴霧乾燥器について温度が上がりにくい箇所を指摘していたとの報告を受けていた。同従業員らの指摘は本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について警視庁公安部の特定に疑問を抱かせるものであって、有罪立証をする上ではこの点の検証は当然に必要な検査であった。そして、原告会社の従業員の供述を踏まえ再度の温度測定を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所の細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できた。そうすると、原告会社の従業員らの供述があった以降に行われた本件噴霧乾燥器2に関する外為法違反被告事件（第2事件）の勾留請求並び本件各事件（第1事件及び第2事件）の公訴提起は、いずれも検察官が必要な検査を尽くすことなく行われたものであり、国賠法上違法である。

他方、第1事件に係る勾留請求については、担当検察官が勾留請求を行った時点では同人の手元に本件噴霧乾燥器1に係る最低温箇所に関する亡相嶋や原告会社の従業員らの供述等の証拠は警視庁公安部から送付されていなかった一方で、警視庁公安部から送付された証拠の内容を総合すると、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定についても、粉体実験をしなかったことについても不合理とまではいえず、国賠法上違法とはいえない。

### (3) 原告島田に対する取調べの違法性

ア 原告島田の取調べを担当した警部補は、本件各事件の取調べを通じ、原告島田に本件要件ハの「殺菌」の解釈をあえて誤解させた上、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる性能を持っていることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けたと認められる。かかる取調べは偽計を用いた取調べであるといえるから、国賠法上違法である。

イ 原告島田の取調べを担当した警部補は、原告島田の弁解録取書を作成するに当たり、原告島田の指摘に沿った修正をしたように装い、実際には原告島田が発言していない内容を記載した弁解録取書を作成し、同人に署名指印をさせたことが認められる。かかる方法は、原告島田を欺罔して、同人が了解していない内容の記載をした供述調書に署名指印をさせるものであって、原告島田の自由な意思決定を阻害することが明らかな態様による供述調書の作成であり、このような方法による供述調書の作成は、国賠法上違法である。

### (4) 損害の発生及び損害額

#### ア 原告会社

信用毀損（1000万円）、実験費用（2073万5843円）、刑事弁護費用（6332万3242円）、原告大川原ら3名に支払った報酬（4401万9353円）、本件訴訟の弁護士費用（1380万円）の合計1億5

187万8438円（なお、このうち、被告国の違法行為と相当因果関係が認められる範囲は1億4951万7149円となる。）。

信用毀損の評価は、原告会社が逮捕等に係る報道により受けた影響の大きさ、被告らの違法行為の内容、原告会社が本件各事件の弁護や信用回復のために要した営業上の労力などの諸般の事情も併せて考慮した。  
5

イ 原告大川原

経済的損害（240万円）及び慰謝料（300万円）の合計から刑事補償（415万円）を控除した125万円に、本件訴訟の弁護費用（12万5000円）を加えた合計額137万5000円（なお、このうち、被告國の違法行為と相当因果関係が認められる範囲は115万5000円となる。）  
10

ウ 原告島田

経済的損害（465万円）及び慰謝料（350万円（警視庁公安部の取調べにより受けた精神的苦痛に対する慰謝料の50万円を含む。））の合計から刑事補償（415万円）を控除した400万円に、本件訴訟の弁護士費用（40万円）を加えた合計額440万円（なお、このうち、被告國の違法行為と相当因果関係が認められる範囲は363万円となる。）  
15

エ 原告[ ]、原告[ ]及び原告[ ]（原告[ ]ら）

亡相嶋の損害は、経済的損害（194万5161円）及び慰謝料（40万円）の合計から刑事補償（297万5000円）を控除した合計297万0161円。  
20

原告[ ]らの損害は、亡相嶋の損害の相続分に加え、固有の慰謝料（原告[ ]（50万円）、原告[ ]、[ ]（各25万円））及び本件訴訟の弁護士費用（原告[ ]（19万8500円）、原告[ ]、[ ]（各9万9200円））の合計額、原告[ ]は218万3580円、原告[ ]及び[ ]はそれぞれ109万1740円（なお、このうち被告國の違法行為と相当  
25

因果関係が認められる範囲は原告 [ ] につき 207万3580円、原告 [ ] 及び [ ] につき各 103万6740円となる。)。

5

亡相嶋の慰謝料については、体調に異変があった際、直ちに医療機関を受診できないなどの制約を受けるだけでなく、勾留執行停止という不安定な立場の中で治療を余儀なくされていたことも考慮した。

また、原告 [ ] らの慰謝料については、夫であり父である亡相嶋との最期を平穏に過ごすという機会を被告らの違法行為により奪われたことも考慮した。

以上